

社会保険の加入

年収の壁で年末の働き方を考えている皆さまへ
就業調整する前に確認してみませんか？

いわゆる「106万円の壁」



年末に向けて、年収が106万円を超えないように、働く時間を調整しないといけないな・・・

働き控えをする前に、社会保険(厚生年金・健康保険)の加入の条件を
見てみましょう！

社会保険加入の条件(これらすべてを満たす)

- ✓ 週の勤務が20時間以上・・・**残業時間や残業手当では含まれません**
- ✓ 給与が月額88,000円以上
- ✓ 2か月を超えて働く予定がある
- ✓ 学生ではない

1分で分かる動画はこちら



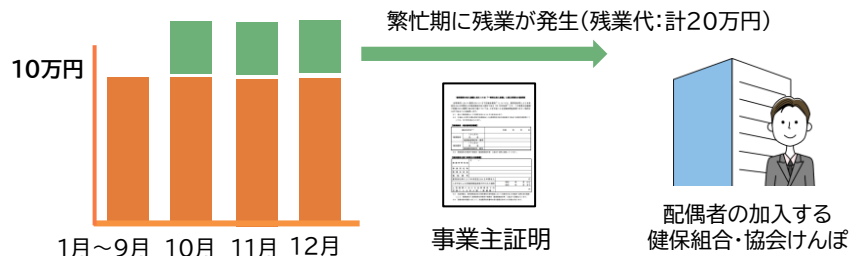
いわゆる「130万円の壁」



私の場合、年収130万円を超えると扶養から外れてしま
うから働く時間を調整しないといけないな・・・
※被扶養者の認定は、年間収入(残業代も含む全ての収入)に基づいて行われます

大丈夫です！収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明
(事業主証明)することで、連続2回まで引き続き被扶養者認定が可能です

例：毎月10万円(年収120万円)で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合

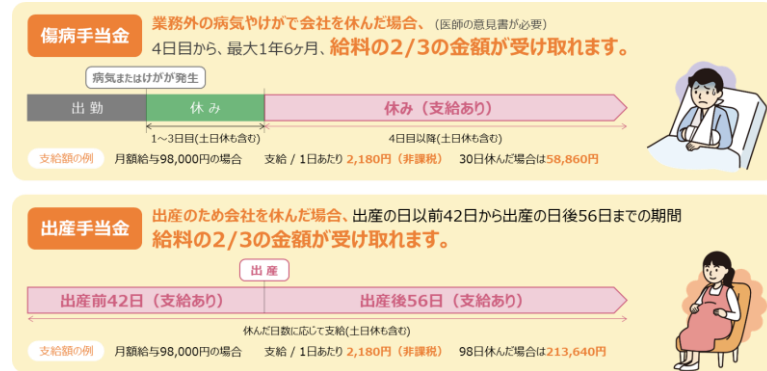


社会保険に加入するとこんなメリットがあります

年金 厚生年金が上乗せで保障がさらに充実



医療 病気・けがや出産で会社を休んでもより安心



社会保険加入による変化を
計算してみましょう

手取りかんたん
シミュレーター



公的年金
シミュレーター



年収の壁を超えて働く場合、「年収の壁」内で働く場合と比べて給与所得と年金所得の増加が配
偶者手当等の減少を大きく上回り、**世帯の生涯可処分所得が増加**するという試算もあります

年収の壁突破・総合相談窓口 (フリーダイヤル・無料)

0120-030-045

受付時間 平日8:30-18:15 土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)除く



年収の壁に関する
詳しい情報はこちら

